

# 山梨県公報

第千八百八十号

平成二十年

八月二十一日

木曜日

## 目次

### 告示

土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定……………四八三

道路の区域変更(四件)……………四八三

道路の供用開始……………四八四

### 公告

大規模小売店舗の新設に関する届出……………四八四

換地処分届出……………四八六

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十一件)……………四八六

### 正誤

平成二十年三月三十一日付号外第二十五号中……………四八九

## 告示

### 山梨県告示第三百六十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて閲覧に供する。

平成二十年八月二十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定する区域 都留市田原九七二番地一の一部及び九七三番地の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

### 山梨県告示第三百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十年九月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 島上条宮久保給見堂線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		旧	新		
甲斐市大字団子新居字東沢二番地先から 甲斐市大字団子新居字中原六二番の一地 先まで	旧	一八・〇	一〇七・五	八五・〇	
	新	一八・〇	七一・〇		

### 山梨県告示第三百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年九月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山停車場大菩薩嶺線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		旧	新		

甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の一  
地先から  
甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の一  
地先まで

新	五・四〇 一七・一	旧	五・四〇 九・六	七一・七
新	五・四〇 一七・一	旧	五・四〇 九・六	六八・〇

山梨県告示第三百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年九月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷鯉沢線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
西八代郡市川三郷町下大鳥居字湯岡六四番の一 地先から 西八代郡市川三郷町下大鳥居字湯岡六一番の一 地先まで	九・〇〇 一〇・〇〇	七・〇〇 一〇・〇〇	(メートル)	三三・〇〇

山梨県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年九月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
西八代郡市川三郷町下大鳥居字湯岡六四番の一 地先から 西八代郡市川三郷町下大鳥居字湯岡六一番の一 地先まで	九・〇〇 一〇・〇〇	七・〇〇 一〇・〇〇	(メートル)	三三・〇〇

山梨県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年九月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	島上条宮久 保絵見堂線	甲斐市大字竜地字竜ヶ池六六〇 四番地先から 甲斐市大字大袋字松葉四六四番 地先まで	四九〇・〇	平成二十年 八月二十九 日

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年十二月二十一日まで縦覧に供する。

平成二十年八月二十一日

山梨県知事 横内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 ダイワロイアル株式会社 代表取締役 越智 壯

2 住所 東京都台東区上野七丁目十四番四号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 ライフガーデンにらさき

(二) 所在地 韮崎市若宮二丁目千二百八十八の一番外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二十八番一 号
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二	甲府市徳行一丁目二番十八号
株式会社ノジマ 代表執行役 野島廣司	神奈川県横浜市中央区尾上町六の九十
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年四月八日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一万八千二百四十四平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 七百八十六台

(二) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 百三十一台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 六百六十二平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 百五十六立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ケーヨー	午前九時	午後八時
株式会社オギノ	午前九時	翌午前〇時
株式会社ノジマ	午前十時	午後十時
株式会社大創産業	午前十時	午後九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 四カ所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

三 届出年月日  
平成二十年八月七日

● 換地処分届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定により、岩下土地改良事業共同施行執行委員長小俣宏之から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十年八月二十一日

一 地区名  
山梨県知事 横 内 正 明

上野原市岩下地区

二 換地処分をした年月日  
平成十七年七月二日

三 換地処分をした土地の権利者数  
二十七人

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年八月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十年七月七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社堀内建材店

2 主たる営業所の所在地 都留市田原二丁目三番二十九号

3 代表者の氏名 堀内林

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第八四二号

四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十年七月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年八月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十年七月七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社テココ

2 主たる営業所の所在地 甲斐市西八幡二千四百二番地一

3 代表者の氏名 依田友紀

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第八八八六号

四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイ

ル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工

事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業

の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十年七月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した

旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年八月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十年七月七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社NTT東日本 山梨

2 主たる営業所の所在地 甲府市青沼一丁目十二番十三号

3 代表者の氏名 大坪康郎

三 許可番号 山梨県知事許可（特 一五）第八四二九号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気工事業、鋼構造物工

事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建

設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十年七月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した

旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年八月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年七月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 株式会社トーケイ
- 2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原三千三十八番地八
- 3 代表者の氏名 渡邊東
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第四九九号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十年七月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年八月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年七月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 北井内装
- 2 主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町成田二千三十六番地
- 3 代表者の氏名 北井照男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第一八一二号
- 四 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十年六月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年八月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年七月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 未来建築工房
- 2 主たる営業所の所在地 南都留郡山中湖村山中千三十四番地
- 3 代表者の氏名 菅沼清
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第七七五号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十年六月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年八月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年七月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 有限会社古雅工業
- 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町下山二百三十一番地二百四十
- 3 代表者の氏名 望月徹夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）第七八九七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十年七月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

- 平成二十年八月二十一日 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十年七月十四日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
    - 1 商号 株式会社羽田木材
    - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡山中湖村山中千二百十二番地百九十三
    - 3 破産管財人の氏名 東條正人
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第一八八九号
  - 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となつた事実 平成二十年七月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

- 平成二十年八月二十一日 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十年七月十四日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
    - 1 商号 株式会社須田組
    - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町松本千三十四番地
    - 3 破産管財人の氏名 小野正毅
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一九）第八七六号
  - 四 処分の内容 とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業並びに土木工事業に係る特定建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となつた事実 平成二十年七月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した

旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

- 平成二十年八月二十一日 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十年七月十四日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
    - 1 商号 小松興業有限公司
    - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市龍岡町若尾新田千十八番地
    - 3 代表者の氏名 小松一男
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第八号
  - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となつた事実 平成二十年七月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

- 平成二十年八月二十一日 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十年七月二十二日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
    - 1 商号 株式会社ニシノ建設管理
    - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市竜王千四百八十八番地二
    - 3 代表者の氏名 西野健二
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一八）第五八四〇号
  - 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となつた事実 平成二十年七月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止し

た旨の届出があった。

## 正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十年三月三十一日山梨県訓令第五号（山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令）

三 下 二

「短期大学学長」を、

「短期大学学長」を削り、

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番